

事務局設置規則

2010（平成22）年12月12日 制定

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会（以下、「当法人」という。）定款第57条第4項により、本法人の事務局並びに職員の配置に必要な事項を定める。

（事務所の所在地）

第2条 定款第2条第1項に定める当法人の主たる事務所は、神奈川県横浜市磯子区杉田二丁目7番20号に設置する。

- 2 定款第2条第2項に定める当法人の従たる事務所は、神奈川県横浜市港北区鳥山町1770番 地 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 地域リハビリテーション部研究開発課内に設置する。

（事務局長）

第3条 定款第57条第3項の規定に従い任命される事務局長の任期は、任命時に定める2年以内の期間とする。

- 2 事務局長を重任させる場合においても、前項の規定に従うものとする。

（事務局員）

第4条 定款第57条第3項の規定に従い任命される重要な事務局員の任期は、任命時に定める2年以内の期間とする。

- 2 重要な事務局員を重任させる場合においても、前項の規定に従うものとする。
- 3 定款第57条第2項に規定される所要の職員であって、定款第57条第3項に規定される重要な職員でない者は、事務局長が任命し、理事会に報告するものとする。

（本規則の改廃）

第5条 本規則の変更または追加には、理事会の承認を得なければならない。